

会員各位

7 都柔整第 28 号

令和 7 年 5 月 29 日

公益社団法人東京都柔道整復師会

副会長 樽本修和

副会長 山崎臣樹

副会長 渡部理一

専務理事 徳永正人

小島弘明氏による発信に対する断固たる反論と理事会の正当な対応について

— 会の秩序と職員の安全を守るために、執行部としての決意を明確に申し上げます —

現在、SNS や映像媒体を通じて小島弘明氏個人が行っている一連の情報発信（通称「TJK」名義）は、極めて一方的かつ恣意的な内容を含み、都柔整の秩序と信頼を著しく損なうものです。発信の多くは、事実と大きく異なるか、もしくは意図的に曲解された内容であり、会員の皆様に重大な誤解を与えるものです。

私たち現執行部は、法令および会則に則り、適正かつ公正に理事会を運営しており、すべての判断と行動は、公益社団法人としての責務に基づく正当な手続きの下で行われております。

1. 小島氏によるハラスメントと事務局機能への深刻な悪影響

小島氏が理事就任後、理事・部員・職員から数十件に及ぶ深刻なハラスメント報告が寄せられました。その内容は具体的かつ深刻であり、職場に著しい混乱と萎縮をもたらし、事務局の機能が著しく損なわれる事態となっています。これは一個人の問題ではなく、公益法人全体の信頼と存立に関わる重大な危機であり、執行部として看過することはできません。

2. 「TJK」名義の発信に含まれる重大な誤認

小島氏が発信する動画や文書は、理事会の運営に関する根拠のない批判、会員軽視との誤った印象、さらには名誉を毀損する表現が多分に含まれています。これらの主張には、明らかに事実と異なる点や、都合よく切り取られた一面的な解釈が多く含まれており、会員への混乱を意図的に誘導しているものと受け止めております。

3. 臨時総会開催の正当性と法的根拠

令和7年5月14日、理事会は小島氏の理事解任・会長解職について全会一致で臨時総会に付議することを決定いたしました。この決定は、都柔整の運営の健全性と公益性を守るため、緊急かつ正当な措置として実施されたものです。加えて、臨時総会にはその他にも喫緊の対応を要する重要な議案が複数含まれており、会則に基づいた早期の開催が不可欠でありました。開催日程や会場は、予算・人員・会則の制約の中で最も迅速かつ実効性のある判断であり、会員の意思は委任状や書面議決等で広く反映できる体制を整えております。

4. 理事会の立場と執行部の正当性

私たち現執行部は、個人攻撃や対立を目的としたものではなく、都柔整という公益団体がその信頼性を保持し、会員と職員の安全と権利を守るため、あらゆる措置を講じております。全ての対応は会則、公益法人法、社会的責任に則った正当かつ必要な判断であり、会員の皆様の信任に応える行動です。

5. 会員の皆様への強いお願い

小島氏による一連の発信は、明確な誤認、偏った視点、誇張的表現に基づいており、会の秩序を著しく損ねております。会員の皆様には、感情的な情報に流されず、都柔整の公益性、現場の混乱、そして組織の健全性を直視していただき、どうか冷静かつ賢明なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

副会長 樽本 修和

副会長 山崎 臣樹

副会長 渡部 理一

専務理事 徳永 正人